みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第567号)

2021年8月27日 | みずほ銀行(中国)有限公司中国アドバイザリー部

~当局政策関連~

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

金融政策

✓ 会社信用類債券市場の改革開放、質の高い発展の推進に関する中国人民銀行、発展改革委、財政 部、銀保監会、証監会、外貨管理局の指導意見(中国人民銀行、8/18)

産業政策

- ✓ 重要情報インフラ施設の安全保護条例(国務院、8/17)
- ✓ 『2021 年のバイオマス発電プロジェクト建設作業方案』の発表に関する通知 (国家発展改革委員会等、8/19)

地方政策

- √『北京市水素エネルギー産業の発展実施方案(2021~2025年)』の発表に関する通知 (北京市経済情報化局、8/16)
- ✓ 『北京市ハイレベル・精密・先端的産業発展の第 14 次五カ年計画』の発表に関する北京市人民政府の 通知(北京市政府、8/18)

■ 注目トピックス

全国人民代表大会で『個人情報保護法』可決、個人情報の取り扱いに法整備

第 13 期全国人民代表大会(国会に相当。以下、全人代)常務委員会は 2021 年 8 月 20 日に開催した第 30 回会議で、『中華人民共和国個人情報保護法』(以下、『個人情報保護法』)を公布しました。『個人情報保護 法』は中国の個人情報保護にかかわる初めての包括的な法律であり、2021 年 11 月 1 日より施行されます。

個人情報保護法では個人情報の取り扱いについて十分な告知を前提として個人の同意を得る必要があると した上、域外への情報提供に関する規制なども明記し、個人情報の取り扱いを厳格化する方針を示しています。 今回の『個人情報保護法』に加え、17年6月施行の『インターネット安全法』(別名:サイバーセキュリティー法)、 来月施行の『データ安全法』の3つの柱により、中国におけるデータ統制

の法的枠組みが整いました。

これに先駆け全人代は昨年10月に『個人情報保護法』の草案2を公布

みずほ中国WeChat公式アカウント



見る意思 中国内外の経済・ビジネス動向 に関するレポートや、銀行からの な ご案内を発信しています。

http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml

¹ 中国語原文は以下の URL よりダウンロードできます。

² その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 526 号をご参照ください。以下のURL よりダウンロードできます。

[⇒] https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0578-XF-0105.pdf

し、意見募集を行いました。今回の『個人情報保護法』の方針は草案と概ね一致していますが、一部文言の調整や、内容の追加などが行われました。

適用対象となる個人情報について、第4条は「電子的のみならずその他の形式で記録された識別可能な個人情報(匿名化処理された情報を除く)が含まれる」としています。

また、大手インターネット企業の個人情報管理上の問題を意識し、第 58 条は大手インターネット企業の個人情報保護義務を明記し、個人情報の無断提供・違法利用の防止を図ります。

更に、第3条には「中国域外で中国域内の個人に対し製品もしくはサービスの提供、あるいは行動の分析・評価などを行い、個人情報を取り扱う活動も本法を適用する」との域外適用条項が盛り込まれているため、実 務上の運用に注目が集まっています。

『個人情報保護法』の要点については以下の通りです。

□ 『個人情報保護法』の要点

個人情報・処理の定義

✓ 電子的のみならずその他の形式で記録された識別可能な個人情報(匿名化処理された情報を除く)が 含まれる。個人情報の処理には、個人情報の収集や保存、利用、加工、伝達、提供、公開、削除等が 含まれる(第4条)

個人情報処理者の告知義務

- ✓ 個人情報処理者は、個人情報を取り扱う前に、以下の事項を、明示的な方式、明快な文言で個人に知らせなければならない(第17条)
 - (1) 個人情報処理者の身分と連絡先
 - (2) 個人情報の処理目的、処理方式、処理された個人情報の種類、保存期間
 - (3) 個人による本法が定めた権利の履行方式と手続き
- ✓ 法令規則が定めたその他の知らせなければならない事項

機微な個人情報取り扱い時の告知義務

- ✓ 個人情報処理者は個人の同意に基づき機微な個人情報を取り扱う場合、個人の同意を得なければならない
- ✓ 機微な個人情報について、個人のバイオメトリクス、信教、特定の身分、医療・健康、金融口座、個人の行動履歴などの情報及び14歳未満の未成年の個人情報が含まれる(第29条)
- ✓ 個人情報処理者は機微な個人情報を取り扱う場合、個人に対し機微な個人情報を取り扱う必要性及び個人への影響を知らせなければならない。本法の規定に基づき個人への告知が不要とされる場合を除く(第30条)

中国域内でのサーバー設置義務

✓ 重要情報インフラ運営者及び取り扱う個人情報の数量が国のインターネット当局が定めた基準に達する個人情報処理者は、中国域内で収集、生成した個人情報を域内に保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合、国のインターネット当局が行う安全性評価を通過しなければならない(第40条)

中国域外への個人情報提供

- ✓ 個人情報処理者は、業務等の目的で中国域外に個人情報を提供する必要がある場合、以下の条件のいずれ かを満たさなければならない(第38条)
 - (1) 国のインターネット当局が行った安全性評価を通過した
 - (2) 専門機関より個人情報保護の認証を受けた
 - (3) 国のインターネット当局が制定した定型契約に基づき域外の受取人と契約を結び、双方の権利と 義務を約定する
 - (4) 法令規則若しくは国のインターネット当局が定めたその他の条件
- ✓ 個人情報処理者が中国域外に個人情報を提供する場合、域外の受取人の名称・氏名、連絡先、処理目的と 方式、情報の種類等を個人に知らせ、個人の同意を得なければならない(第39条)
- ✓ 個人情報処理者は、主管部門の許可を得ず外国司法機関若しくは法執行機関に対し、中国域内に保存された 個人情報を提供してはならない(第 41 条)

大手ネット企業の個人情報保護義務

- ✓ 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、大量の利用者数を有し、業種が複雑な個人情報処理者は、以下の義務を履行しなければならない(第58条)
 - (1) 個人情報の取扱状況を監督するために、外部人員を中心とする第三者機関を設置する
 - (2) プラットフォームで商品若しくはサービスを提供する事業者(以下、サービス事業者)に対する 個人情報処理の規範及び個人情報保護の義務を明確にする
 - (3) 厳重なルール違反行為のあるサービス事業者によるサービス提供を禁じる
- ✓ 個人情報保護関連のCSR報告書を定期的に公開する

違反行為への罰則

- ✓ 本法に違反し、情状が深刻な場合、当局は是正を命じ、違法所得を没収し、併せて5,000万元以下または前年度売上高の5%以下の罰金を科す。業務停止や営業許可証、ライセンスの取り消しを科すことも可能である
- ✓ 直接責任者に対し10万元以上100万元以下の罰金を科す
- ✓ その責任者による一定期間内に関連企業の董事、監事、上級管理者及び個人情報保護業務の責任者としての勤務を禁止することが可能である(第66条)

□ 不明確な部分が残るも対応には細心の注意を

『個人情報保護法』の規定には、中国域内でのサーバー設置や個人情報保護責任者の指定義務の発生につながる条件(第40、52条:取り扱う個人情報の数量基準)など、より一層の明確化が求められる部分も存在しています。

外国企業への影響について、域外適用条項により、中国本土に拠点を置かない企業にとっても、中国域内 のユーザーに対し商品やサービスを提供し個人情報を取り扱う場合には、同法の対応に留意が必要です。

また、個人の生体認証や医療・健康データ、財務情報、行動歴、未成年情報等のセンシティブな個人情報を扱う場合には、より厳格な管理が求められるため、走行データを収集する自動車メーカーなどに加え、顧客情報を持つサービス業なども慎重に対応する必要があるとみられます。

中国本土における外資系企業にとっては、業務運営などに支障が出ないよう、同法を含む関連法令規則の 実務運用などをフォローし、自社の状況によって個人情報の取り扱いに関する内部コンプライアンス体制の整 備などに取り組む必要があると思われます。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

金融政策

会社信用類債券市場の改革開放、質の高い発展の推進に関する中国人民銀行、発展改革委、財政部、銀保 監会、証監会、外貨管理局の指導意見

(原文:中国人民银行 发展改革委 财政部 银保监会 证监会 外汇局关于推动公司信用类债券市场改革开放高质量发展的指导意见)

中国人民銀行 2021 年 8 月 18 日公布

【主要内容】

- ▶ 指導意見は、企業債(国有企業発行)、NAFMII債(非金融企業が銀行間債券市場で発行したデットファイナンスツール)、社債などの会社信用類債券(以下、クレジット物)を対象とする
- ▶ 『会社法』及び『証券法』をクレジット物に対する管理の根拠法とする。『証券法』に基づきクレジット物の発行に対する管理を行う。クレジット物の公募発行には、国務院証券監督管理機関(現在は証券監督管理委員会。以下、証監会)若しくは国務院が授権した部門にて登録する必要がある
- > クレジット物の私募発行について、市場参加者による自主規制の強化、行政部門による監督管理を求める
- (銀行間と取引所)債券市場における法執行の体制を統一する。証監会は『証券法』に基づき、債券市場における情報開示義務違反やインサイダー取引、相場操縦などのルール違反行為への取り締まりを行う
- > クレジット物の発行・流通、情報開示、投資者保護等に関する規定を統一する。全国統一の登記決済制度体系を構築する
- 『会社法』及び『証券法』に加え、『企業破産法』、『中国人民銀行法』をクレジット物に対する規定の上位法に位置付け、法律や市場原理に基づき債券デフォルトへの対応を行う。『社債管理条例』の策定を推進する。意図的な債券デフォルトへの取り締まりを厳格に実施する
- 財務レバレッジが高い企業による過大な債券発行を抑制する。債券発行により調達された資金に対する管理を強化し、仕組債の発行を禁止する
- ▶ 世界共通の取引主体識別子(LEI)及び金融機関識別コード、ISINコードを導入し、社会信用コードや 銘柄名の表記方法などの統一を進める
- ▶ 銀行間債券市場及び取引所債券市場を対象に信用格付け業務を同時展開する格付け会社は格付け基準を統一しなければならない
- ▶ 国債の多様化や期間構造の最適化に取り組む。引受幹事会社とマーケットメーカーの協働により国債の流動性を高める
- スタートアップ企業及び新興企業による起債やグリーンボンドの発行規模を拡大する
- 社会保障基金、年金基金、個人年金(第3の柱)などの中長期投資家による債券投資を推進する
- 資産証券化商品及び高利回り債の発展の規範化を図る。高利回り債の投資家を育成、拡大し、商業銀行の債券保有比率を引き下げる
- 海外機関投資家による(銀行間と取引所)債券市場への参入やクロスボーダー資金移動に対する管理を統一する
- > 海外発行体による中国本土での起債制度を整備する。海外投資家や海外格付け会社による中国債券市場への参入拡大を推進する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4319971/index.html

産業政策

重要情報インフラ施設の安全保護条例

(原文: 关键信息基础设施安全保护条例)

国令第 745 号

国務院 2021 年 8 月 17 日公布、9 月 1 日実施

【主要内容】

- ▶ 重要情報インフラ施設は、公共通信や情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府、国防テクノロジー工業といった業界を対象とする。機能が失われたりデータが漏えいしたりすることで国の安全や国民の生活、公共利益に深刻な危害を与えかねないネットワーク設備や情報システム等も対象とする
- ▶ 重要情報インフラの運営者(以下、運営者)は、ネットワークの安全管理体制を構築し、サイバー攻撃からの防御やインフラの安全・安定運営に必要な措置を取らなければならない
- ▶ 運営者は安全管理専門部署を設置し、その部署の責任者及び中核要員に対しバックグラウンドチェックを実施しなければならない。公安及び国家安全機関はそのチェック作業に協力しなければならない。
- ▶ 運営者は自らまたはネットワークセキュリティサービス事業者に委託し、重要情報インフラ施設に対するセキュリティテスト及びリスク評価を少なくとも年1回実施しなければならない。発見した安全上の問題につき遅滞なく是正し、業界の主管部門に報告しなければならない
- インフラの運転が中断したり機能が故障した場合や国の情報、重要データが漏えいした場合、大規模な個人情報の流出が起きた場合、運営者から報告を受けた業界の主管部門は遅滞なく国のインターネット当局(国家インターネット情報弁公室)や公安当局に報告しなければならない
- ▶ 運営者が国家の安全に影響を及ぼしかねないインターネット関連製品やサービスを購入する場合、当局の審査を通過する必要がある
- 国のインターネット当局や公安当局の承認または業界主管部門、運営者の授権を得ず、いずれの個人及び組織は抜け穴の検知、ペネトレーションテストなど重要情報インフラ施設の安全に影響を及ぼしかねない活動を実施してはならない。基幹通信ネットワークに対する脆弱性検査、ペネトレーションテストなどの実施は国の電信主管部門(工業情報化部)への事前報告が義務付けられる
- この他、運営者のルール違反行為や職責を怠る公職者等への罰則も明確にされた
- 本条例は2021年9月1日より実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/17/content_5631671.htm

『2021年のバイオマス発電プロジェクト建設作業方案』の発表に関する通知

(原文:关于印发《2021年生物质发电项目建设工作方案》的通知)

発改能源 [2021] 1190 号

国家発展改革委員会等 2021 年 8 月 19 日公布

【主要内容】

- ▶ 2021年の中央政府補助金を申請するバイオマス発電プロジェクトは「非競争設置プロジェクト」と「競争設置プロジェクト」に分類される
- > 2020年1月20日以降、「年内に発電設備が全部導入済み、送電システムとの接続も完了したが、2020年 の補助金支給対象に盛り込まれなかったプロジェクト」や、「2020年末までに着工済み、2021年末ま でに発電設備が全部導入済み、送電システムとの接続も完了したプロジェクト」を「非競争設置プロ ジェクト」とする。2021年1月1日以降、年内に着工したプロジェクトを「競争設置プロジェクト」と する
- バイオマス発電プロジェクトに対する2021年の中央政府補助金は合計25億元となる。うち、「非競争設置プロジェクト」向けは20億元、「競争設置プロジェクト」向けは5億元(農林水産系バイオマス及びメタンガス発電プロジェクトは3億元、ごみ焼却発電プロジェクトは2億元)とされる
- ▶ 2021年の中央政府補助金支給対象に盛り込まれた「競争設置プロジェクト」は、2023年末までに発電 設備の導入と送電システムへの接続が全て完了しなければならない。送電遅延(時間通りに送電でき

ない)が発生する場合、補助金を1四半期ごとに0.03元/kWh引き下げる。2020年末までに着工した「非競争配置プロジェクト」につき2021年末までに送電システムとの接続が完了できない場合、「非競争設置プロジェクト」としての中央政府補助金の受給資格を取り消す。その後、競争入札に参加する方式で「競争設置プロジェクト」として中央政府補助金の支給対象とされることが可能である

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202108/t20210819 1294018.html?code=&state=123

地方政策

『北京市水素エネルギー産業の発展実施方案(2021~2025年)』の発表に関する通知

(原文:关于印发《北京市氢能产业发展实施方案(2021-2025年)》的通知)

北京市経済情報化局 2021 年 8 月 16 日公布

【主要内容】

- ▶ 中国水素エネルギー連盟の予測によると、2025年までに中国の水素エネルギー産業の生産額は1兆元に 達する。2050年までに水素の需要量は6,000万トン、CO2排出削減量は約7億トンとなる。最終エネルギ ー消費全体における水素エネルギーの割合が10%を超え、関連産業の年間生産額は12兆元となる
- ▶ 2020年末時点、北京市における水素エネルギー関連企業数は約150社、うち水素供給関連は73社、燃料 電池関連は89社となる。2020年の北京の水素エネルギー産業の生産額は約30億元となる
- ▶ 水素エネルギー産業に関する主な目標については以下の通りである
 - ① 国際的な影響力を持つ大手企業について、2023年までに5~8社、2025年までに10~15社を育成する
 - ② 京津冀(北京市、天津市、河北省)地域の産業規模について、2023年までに500億元超、2025年までに1,000億元以上とする
 - ③ 2023年までに水素ステーションを37カ所設け、2025年までに水素ステーション37カ所を新設する
 - ④ 燃料電池車について、2023年までに3,000台普及させ、2025年までに累計1万台を普及させる
 - ⑤ 二酸化炭素(CO2)の排出削減量について、2023年までに100万トン、2025年までに200万トンを目指す
 - ⑥ 2025年までに水素エネルギー産業の規模化、産業体系、関連インフラを整え、水素エネルギーに 関する世界一流の研究開発(R&D)プラットフォーム3~4社を設立する
 - ⑦ 2025年までに分散型発電システムの累計導入量を10MW以上とする
 - ⑧ 燃料電池車及び燃料電池発電システムの水素使用量について、2023年までに約50トン/日、2025年までに135トン/日とする
- ▶ 水素協議会(Hydrogen Council)などの国際機関の進出を誘致し、国際水素エネルギーモデル区、中日産業園などの国際協力プラットフォームを通じ水素エネルギー産業における国際協業を促す

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202108/t20210817 2469561.html

『北京市ハイレベル・精密・先端的産業発展の第 14 次五カ年計画』の発表に関する北京市人民政府の通知 (原文:北京市人民政府关于印发《北京市"十四五"时期高精尖产业发展规划》的通知)

京政発「2021] 21号

北京市政府 2021 年 8 月 18 日公布

【主要内容】

- 北京市政府は北京市の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱の方針に基づき、ハイレベル・精密・先端的産業の発展に向けた第14次五カ年計画を策定した
- > 同計画は、2025年までにハイレベル・精密・先端的産業を中心に実体経済の基盤を固め、スマート製造やインダストリアルインターネット、医薬品・ヘルスケア産業を現代産業システムにおける新たな柱に位置付けるとともに、半導体やICV(インテリジェント・コネクテッド・ビークル)、ブロックチェーン、創薬を「北京智造」、「北京サービス」の新たな看板として打ち立てる方針を示した

- 北京市の2020年のハイレベル・精密・先端的産業の生産額は9,885億8,000万元と、域内総生産(GDP)の27.4%を占めた(対2018年比2.3ポイント拡大)。既に1兆元規模の次世代IT(ソフトウェア及び情報サービス含む)とテクノロジーサービスのクラスターを形成しているほか、1,000億元規模のスマート製造、医薬品・ヘルスケア、エコロジー、AI(人工知能)のクラスターもそれぞれ形成している
- ▶ 同計画は第14次五カ年計画期間(2021~2025年)に加え、2035年までの目標も挙げている。主な内容 については以下の通りである
 - ① ハイレベル・精密・先端的産業の生産額(付加価値ベース)対GDP比:2025年までには30%以上、2035年までには40%以上
 - ② 生産額1兆元規模の産業クラスター: 2025年までには4~5カ所、2035年までには8~10カ所形成
 - ③ 製造業生産額(付加価値ベース)対GDP比:2025年までには13%前後(15%前後を目指す)
 - ④ ソフトウェア・情報サービス業の売上高:2025年までには3兆元
 - ⑤ 一定規模以上3の先進製造業の新設社数:2025年までには500社
 - ⑥ 有効特許数対工業生産額比:2025年までには10件/億元、2035年までには12件/億元
 - ⑦ 国家級「小巨人」企業4の新設社数:2025年までには300社
 - ⑧ 一定規模以上の工業企業の労働生産性:2025年までには70万元/人、2035年までには100万元/人以 ト
 - ⑨ スマート工場数:2025年までには10カ所、2035年までには20カ所
 - ⑩ 貨物輸出額全体におけるハイテク製品の比率:2025年までには25%、2035年までには30%
 - ① ハイレベル・精密・先端的産業における新設外資系企業数(一定規模以上): 2025年までには100 社、2035年までには200社

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202108/t20210818 2471375.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザリー部作成)

【照会先】

担当者:中国アドバイザリー部 張巍
Tel : 021-3855-8888 (Ext:1185)
E-mail: uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright @ 2021 Mizuho Bank (China) , Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示]取代情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、 引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明す るものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

-

³ 年間売上高が2千万元以上の企業を指す

 $^{^4}$ 「小巨人」企業とは、細分化された分野に集中的に取り組み、イノベーション能力と市場シェアが高く優れた中小企業を指す